

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その日に当たる)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 林業生産高度化資金の拡充（別表関係）
複層林転換促進資金として次の資金を加えることとした。

目 次

- ◇規則示字の区域の変更（市町村振興課）
- 青少年に有害な図書類の指定（女性青少年課）
- 保険医療機関等の指定（保険課）
- 県営土地改良事業計画の変更（二件）（農村整備課）
- 土地改良法による換地計画の決定（三件）（ア）
- 土地改良法による換地処分（ア）
- 林業改善資金貸付基準の一部改正（林務課）
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）
- 出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）
- 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- 政治団体の解散の届出
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- 資金管理団体の届出
- 資金管理団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

二 林業労働福祉施設資金の拡充（別表関係）

負荷除去等施設資金に次の資金を加えることとした。

資 金 の 種 類	貸 付 限 度 額	償 還 期 間	据 置 期 間
林業生産に係る人員輸送用モノレールで知事が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金	一セットにつき千二百円	七年以内	三年以内
	七年内	十年以内	
	三年以内		

三 事業の完了期限（第十一条関係）

複層林転換促進資金、地域技術導入資金及び新林業部門導入資金の貸付けを受けた者は、当該資金の貸付後九月以内に事業を完了しなければならないこととし

四 施行期日
た。
この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第一号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「及び被害森林整備資金」を「被害森林整備資金、複層林転換促進資金、地域技術導入資金及び新林業部門導入資金」に改める。

別表第一号中8を9とし、4から7までを一ずつ繰り下げ、3の次に次のように加える。

4 複層林転換促進資 金	複層林への転換 (当該複層林への転 換を実施するための に基づき、単層林を 作業路の開設又は改 更。)	十年以 内	三年以 内
-----------------	--	----------	----------

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

複層林に転換するた
め、作業路を開設し、
若しくは改良し、立
木を伐採し、又は木
材の搬出を行うのに
必要な資金

森林一ヘクタールに
つき九十万円

別表第三号2中「又は林業生産に係る」の下に「人員輸送用モノレール若しくは」を加え、

複層林に転換するた
め、作業路を開設し、
若しくは改良し、立
木を伐採し、又は木
材の搬出を行うのに
必要な資金

林業労働に係る労働
災害を防止するための
無線機器で知事が定め
る基準に適合するもの
を購入する場合にあつ
ては、一セットにつき
百七十万円

林業労働に係る労働
災害を防止するための
無線機器で知事が定め
る基準に適合するもの
を購入する場合にあつ
ては、一セットにつき
百七十万円

林業生産に係る人員
輸送用モノレールで知
事が定める基準に適合
するものを設置する場
合にあつては、一セツ
トにつき千二百万円

に改める。

鳥取県告示第五十六号

出 口 示

たのや、同条第一項の規定による告示である。

平成十一年一月五日

鳥取県知事 四 脇 明 次

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第一項の規定による告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第十項の規定において準用する同法第五十四条第四項の規定による国営大山山麓地区農地開発事業第一・四工区（逢坂）の換地処分の公告があつた日の翌日からの効力を生ずる。

平成十一年一月五日

鳥取県知事 西 尾 四 次

区域を変更する 字 の 名 称	同上の区域（平成十一年九月一日現在の地籍図上）
下市字清水	下市字清水のうち八四三の五から八四三の七および、八四三の一大七の一一部、八四三の一大八の一部、八四三の一大六から八四三の一大八まで以外の区域
下市字蝮ノ峯	下市字清水八四三の五から八四三の七および、八四三の一大七の一部、八四三の一大八の一部、八四三の一大六から八四三の一大八まで下市字蝮ノ峯の全域

鳥取県告示第五十七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第二十四号）第十二三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定する。

指定番号	種 别	図 書	類	表示された 発行記号等 発行所名
6126	雑誌その他 の刊行物	デラベッピン S.E.P. No.154 9月号	雑誌	英知出版 16487-9
6127	『LEMON PRESS「レモンプレス」』 1998 JUL. No.14	LEMON PRESS「レモンプレス」	雑誌コード 09665-7	株式会社 英和出版社 09665-7
6128	マダム DE ボン ビデ王7月号増刊 VOL.1	マダム DE ボン ビデ王7月号増刊 VOL.1	雑誌コード 07622-7	笠倉出版社 07622-7
6129	日本ミニスカ俱楽部 9月号	日本ミニスカ俱楽部 9月号	雑誌コード 16901-9	株式会社 コアマガジン 16901-9
6130	投稿ニヤン ² 個楽部 1998 9月号	投稿ニヤン ² 個楽部 1998 9月号	雑誌コード 17017-9	株式会社 コアマガジン 17017-9
6131	とびっきり NIGHT 1998 9月号	とびっきり NIGHT 1998 9月号	雑誌 16681-9	三和出版 株式会社 16681-9
6132	スキ好きスキッ！ Vol.3 1998. OCT. ファンタジンヌ 10月号増刊	スキ好きスキッ！ Vol.3 1998. OCT. ファンタジンヌ 10月号増刊	雑誌 17778-10	株式会社 晋遊舎 17778-10
6133	NGエヌ・ジー創刊2号 1999 Feb.	NGエヌ・ジー創刊2号 1999 Feb.	雑誌コード 11985-2	有限公司 セントラル出版 11985-2
6134	放課後クラブ ザ・トップビデオ 9月号増刊 1998 SEP. No.121	放課後クラブ ザ・トップビデオ 9月号増刊 1998 SEP. No.121	雑誌 14008-9	ダイアプレス 14008-9

6135	"	ニコパチ俱楽部 月刊ペアマガジン9月増刊号 1998 No.2	雑誌 13414-9	株式会社 日正堂
6136	"	ギャルズパック No.5 ベスト官能 9月増刊号	雑誌 17966-9	株式会社 日正堂
6137	"	すびじん 素Be人 1998 OCT. vol.25 Vコミック 10月増刊号	雑誌 07824-10	株式会社 日本出版社
6138	"	カメラ天国 1998, OCTOBER VOL.112 コミック BOY 10月増刊号	雑誌 13724-10	株式会社 日本出版社
6139	"	マガジン JUNK SEP.1998	雑誌 08279-9	株式会社 ビデオ出版
6140	"	放課後メイト VOL.1 危ない愛告白 8月増刊号	雑誌 11590-8	ビデオ出版
6141	"	裏ビデオ御開帳大図鑑	雑誌 67645-08	北欧書房
6142	"	URECCO SEPTEMBER, 1998 VOL.147	雑誌 01851-9	ミリオン出版
6143	"	投稿ドッキリ写真 9月号 1998	雑誌コード 16697-09	株式会社 明文社
6144	録画テープ	最新A.V快楽号 橋未稀	AV·PLAN-NING APT-004	吉田一陽堂駅前薬局
6145	"	極限接写 痴めズリミセス	PUR-04 Boys 4 MEN.	鳥取市栄町七〇八
6146	"	だっちゅーのメイツに中出し本出し顔面シャワー	AM-04 不明	平成十一年一月三十日
6147	"	二人の美少女 - 第I章 -	VH-05 不明	

鳥取県告示第五十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年一月五日

鳥取県知事 西尾回 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
菊川医院	八頭郡用瀬町大字別府101-1	平成十一年十一月一日
旗ヶ崎内科クリニック	米子市旗ヶ崎九十丁目一四一二九	平成十一年一月一日
せのお小児科内科医院	東伯郡赤穂町大字赤穂一九八四-10	〃
はやし歯科クリニック	鳥取市東品治一一四	〃
医療法人社団米原歯科クリニック	米子市米原八丁目一-118	〃
日立金属米里診療所	鳥取市南米町八五一	平成十一年一月十八日
今井薬局	米子市上後藤五十丁目一一一四	〃
じふみり調剤薬局	米子市皆生新田一丁目九一-111	〃
吉田一陽堂駅前薬局	鳥取市栄町七〇八	平成十一年一月三十日

鳥取県告示第五十九号

土地改良法（昭和三十四年法律第百九十五号）第八十七条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業日光地区農業用排水及び区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 縦覧に供する場所
智頭町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成十一年二月八日から二十一日間

- 三 縦覧に供する場所
江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業智頭地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
平成十一年二月八日から二十一日間

- 三 縦覧に供する場所
智頭町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日光地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成十一年二月八日から二十一日間

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成11年2月5日 金曜日

鳥取県公報

て準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成十一年二月八日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日光地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十五号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正し、平成十一年二月五日から適用する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成十一年二月八日から二十一日間

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第八号貸付けの相手方の欄中「五」を「六」に改め、同表中同号を第九号とし、第七号を第八号とし、同表第六号貸付けの相手方の欄中「五」を「六」に改め、同表中同号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 層林 転換 促進 資金	平均的な林齢がおおむね標準伐期齢（森林法第五条第二項第三号の標準伐期齢をいう。以下同じ。）を超えるおおむね一ヘクタール以上の単層林を複層林に転換（樹種、林相及び林齡を同じくする森林ごとに、伐採から十年後における当該単層林の残存木の単位面積当たりの材積がそれと樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大の材積の百分の七十五以下となり、かつ、伐採後における当該森林の材積が当該森林が標準伐期齢に達しているものとして算出した材積の二分の一を下回らないよう伐採を行うとともに、伐採した年度の翌年度から起算して二年以内に下層木の植栽を行い、当該下層木を適切に保育するものに限る。）するのに必要な費用のうち、次に掲げる費用	
1 伐採用作業路の開設又は改良に必要な費用	一 施行者の住所及び名称	一 五月、八月 又は十二月
2 作業現場から山元土場までの伐採の実施に必要な費用（伐木造材用機械・施設、架線集材機、トラクタ、林内作業車、運搬用自動車等の使用料（機械・施設の償却費、整備費及び燃料費）及び作業労賃）	東京都千代田区霞が関三丁目八一 地域振興整備公団 総裁 工藤敦夫 代理人 鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所 所長 高津郁夫	六月、九月 又は一月

第一の表貸付内容の欄中「（森林法第五条第二項第三号の標準伐期齢をいう。以下同じ。）」を削る。

第三の表第二号貸付内容の欄中4を「5」とし、3の次に次のように加える。

4 林業生産に係る乗員定員三名以上の人員輸送用モノレール（林業の作業現場と林道等との間の往復に用いられるものに限る。）で担架を固定することが可能な構造を備えているものの設置に必要な費用

鳥取県告示第六十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、鳥取新都市土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | | |
|--|--|
| 第一の表貸付内容の欄中「（森林法第五条第二項第三号の標準伐期齢をいう。以下同じ。）」を削る。 | 昭和六十三年十月一十八日から平成十一年三月三十一日まで
変更前 |
| 第三の表第二号貸付内容の欄中4を「5」とし、3の次に次のように加える。 | 昭和六十三年十月一十八日から平成十一年九月三十日まで
変更後 |
| 4 林業生産に係る乗員定員三名以上の人員輸送用モノレール（林業の作業現場と林道等との間の往復に用いられるものに限る。）で担架を固定することが可能な構造を備えているものの設置に必要な費用 | 第二十六工区
変更前
昭和六十三年十月一十八日から平成十一年九月三十日まで
変更後
昭和六十三年十月一十八日から平成十一年九月三十日まで
変更後
昭和六十三年十月一十八日から平成十一年九月三十日まで
変更後 |

第二十七工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年九月三十日まで

第二十八工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成九年十二月三十一日まで

第二十九工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成十年五月三十一日まで

第三十工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成十年五月三十一日まで

第三十一工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成十年五月三十一日まで

第三十二工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十年五月三十一日まで

変更する部分

鳥取市生山字狸谷、字奥山立第一及び字奥山立平

第二十七工区

変更する部分

鳥取市生山字松ヶ谷

第三十一工区

変更する部分

鳥取市生山字芳ヶ谷

第三十四工区

変更する部分

鳥取市生山字山立平

第三十四工区

変更する部分

鳥取市生山字二ツ橋、字菖蒲谷、字松ヶ谷、字大芝、字土井ノ上及び字赤坂

四 事務所の所在地

鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所内

五 施行認可の年月日

昭和六十三年十月二十四日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

平成十一年二月一日

鳥取県告示第六十七号

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
氣高町

二 都市計画事業の種類及び名称
氣高都市計画下水道事業 氣高町公共下水道

三 事業施行期間
平成五年十二月十四日から平成十九年三月三十一日まで
(変更前 平成五年十二月十四日から平成十二年三月三十一日まで)

四 事業地

- 一 委任させた事務
次の公演に係る入場料の収納事務

公演名	期日	会場
「このもの四季コンサート（春編）」	平成十一年三月二十八日	鳥取県立童謡館
		多目的ホール

- 二 委任を受けた出納員
鳥取県企画部文化振興課

主任 杉森 勇人

三 委任期間

平成十一年二月十五日から同年三月二十九日まで

追加する部分 気高郡気高町大字八束水字屋敷、字前田和田、字鶴木坂、字鶴木谷、
字村屋敷、字砂邊、字短尾、字西高下、字中新田、字新田西屋敷通上、
字新田東屋敷通、字外新田東通、字外新田、字大東新田及び字内新田、
大字下原字高下、字北四郎三田、字一本木、字堂ノ前、字村下ノ切、
字家ノ前、字村上ノ切、字早稻田、字竹谷口、字地藏田及び字前田、
大字八幡字宮ノ後、字新田南立、字宮田、字狭間、字屋敷廻り、字嶋、
字道ノ前、字上長江及び字屋敷田、大字浜村字蛇谷及び字四反田、大
字日光字平磯、字西濱屋敷、字土手ノ下、字東濱中、字東濱屋敷廻り
及び字西濱測道ノ上、大字下坂本字下矢口、大字宝木字母木高濱、字
下母木新田、字母木新田、字和田新田、字下河原、字草屋新田、字文
吉新田、字馬建ノ下、字馬建ノ上、字古川、字屋敷廻り、字西六畝田、
字新町、字池田、字荒堀、字前田、字瀬戸田、字土居田、字流田、字

イブクワ、字南谷、字北田、字上河原及び字西濱、北浜二丁目、北浜
三丁目並びに新町一丁目地内

- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七百七十二条第四項の規定に基づき、出
納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項にお
いて準用する同法第一百七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長
野口欣悦

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
石井政策研究会	石井 信儀	石井 信儀	鳥取市吉成二丁目	平成十年十二月十日	その他の政治団体
石井のぶよし後援会	中尾 大	中島 保	鳥取市大覚寺七七一四八	平成十一年四月四日	
佐藤昭義後援会	進 幹弘	佐藤 利子	西伯郡淀江町大字佐陀四八一	平成十一年一月二十一日	
前田一可後援会	前田 正照	前田シゲ子	気高郡青谷町大字河原二八二	平成十一年一月十五日	
笠谷悦子後援会	笠谷 悅子	松本 晃子	米子市旗ヶ崎二丁目	平成十一年十二月二十二日	
佐伯健二「改革ます行動ネットワーク」	佐伯 健二	渡辺 俊子	東伯郡赤崎町大字赤崎四〇〇一六	平成十一年十二月二十二日	

細田元教後援会	細田元教	長尾譽富	西伯郡西伯町大字東町三一	遠通会	小清水弘知	三浦四郎	米子市両三柳四一	市政創世懇話会	坂口清太郎	高橋敬一	米子市尾高町六六	21世紀の鳥取県を考える会	林原しげき後援会	山口隆之後援会

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦

政治団体の名称 県林業支部	代表者の氏名 会計責任者の氏名	山根英明	新	異動事項
自由民主党鳥取支部連合会	民主党政取県総支部連合会	桑本丞章	矢部敏勝	山根英明
岸郁男後援会	岸郁男後援会	日野郡日南町下阿毘緑一五	湯原俊一	生田泰治
木村はじめ後援会	木村はじめ後援会	日野郡日南町下阿毘緑一五	服部宏明	旧
会員	会員	丁目七一五七	四六一一	届出年月日
片山よしひろ後援会	森脇雄二後援会	吉村務	岸百合子	平成十一九年一月十日
氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	新
小倉利男	安達俊幸	鳥取市吉成一	生山一五九一	新
小林重男	角亮	鳥取市叶四四	長崎満美	旧
一日 年一月十 平成十一	十八日 平成十年 十二月二	六日 平成十年 十二月十	四日 平成十年 十二月十	届出年月日
ク	ク	ク	ク	備考

平成11年2月5日 金曜日

北山めぐみ未 来政策フォーラ ム	〃	〃	〃	〃	〃
門脇威雄後援会	代表者の氏名	門脇 泰成	井田 康照	〃	〃
鳥取県林業政治 連盟	〃	山根 英明	生田 泰治	平成十 一年一月十 九日	〃
〃	会計責任者の 氏名	矢部 敏勝	服部 宏明	〃	〃
足掛孝幸後援会	代表者の氏名	矢田 広吉	磯田 邦夫	平成十 一年一月一 十日	〃
〃	主たる事務所 の所在地	米子市河崎川 一五六一	米子市河崎川 七二二一	〃	〃
鳥取県退職公務 員政治連盟	代表者の氏名	竹内 勉	田中 幹啓	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会報告書第六弾

政治資金規正法（昭和二十二年法律第四十九回附）第十一條第一項の規定に據り、
政治団体の収支に關する報告書の提出があつたので、同法第二十條第一項の規定に據り、
その要旨を次のとく記し表す。

平成十一年一月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 沢

◎その他の政治団体 期間 平成9年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 小玉正猛後援会	(1) 収入総額 313,143円 ア 前年繰越額 63,143円 イ 本年収入額 250,000円
報告年月日 平成10年12月25日	(2) 支出総額 240,150円
1 収入・支出の総額	2 収入・支出の内訳
(1) 収入総額 41,000円 ア 前年繰越額 0円 イ 本年収入額 41,000円	(1) 収入の内訳 寄附（政党匿名寄附を除く） （内訳別掲）
(2) 支出総額 39,499円	個人からの寄附 250,000円
2 収入・支出の内訳	[寄附の内訳] 個人からの寄附
(1) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 (41人) 41,000円	(寄附者の氏名) (金額) (住所) 田中 幹啓 250,000円 日野郡 江府町
合 計 41,000円	(2) 支出の内訳
(2) 支出の内訳 政治活動費 組織活動費	政治活動費 組織活動費 機関紙誌の発行 その他の事業費 機関紙誌の発行事業費
合 計 39,499円 (うち本部又は支部に対して供与 した交付金に係る支出 0円)	205,050円
政治団体の名称 田中幹啓後援会	小 計 240,150円
報告年月日 平成10年12月28日	合 計 240,150円 (うち本部又は支部に対して供与 した交付金に係る支出 0円)
1 収入・支出の総額	

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十九年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基いて、
次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由連合鳥取県支部	沖野 寛	沖野 寛	鳥取市本町一丁目一〇三	平成十一年十二月一日	その他の政治団体
岸 郁男後援会	入沢 俊夫	岸 百合子	日野郡日南町下阿毘縁一五四六一	平成十年十二月十四日	〃
山根しげき後援会	西村 昇	山根 紀子	岩美郡福部村大字細川六七六一三	平成十年十二月二十八日	〃
中村弘行後援会	坂口 勝利	中村 芳子	岩美郡国府町新通り一丁目二五四	平成十一年一月六日	〃
間瀬庄作後援会	伊坂 博	日浦 啓次	米子市皆生温泉二丁目一一	平成十一年一月七日	〃
池本一後援会	那須 勝美	米田 俊則	東伯郡赤崎町大字赤崎一〇八七一一	平成十一年一月十三日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十九年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基いて、
政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定によれば、
その要旨を次のとおり公表する。

平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

林原繁康後援会	米田 俊	林原 彦一	西伯郡名和町大字豊成一〇一九	平成十一年一月十四日
◎その他の政治団体				
期間	平成10年6月24日～同年9月30日	(内訳別掲)	政治団体からの寄附	3,846,742円
政治団体の名称	自由連合鳥取県支部	合計	3,846,742円	
報告年月日	平成10年12月2日	[寄附の内訳]	(寄附者の氏名) (金額) (事務所の所在地)	
(平成10年9月30日解散)				
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額	3,846,742円			
ア 前年繰越額	0円			
イ 本年収入額	3,846,742円			
(2) 支出総額	3,846,742円	(2) 支出の内訳	経常経費	
2 収入・支出の内訳			人件費	305,000円
(1) 収入の内訳			光熱水費	27,185円
寄附 (政党匿名寄附を除く)			備品・消耗品費	412,568円

群馬県公会堂

	事務所費	455,941円	2 支出総額	0円	(2) 支出の内訳	報告年月日 平成11年1月6日 (平成10年12月31日解散)
小計	1,200,694円		政治活動費	21,610円	1 収入・支出の総額	
政治活動費			組織活動費	21,610円	(1) 収入総額	7,366円
組織活動費	1,396,048円		合計	21,610円	(2) 支出総額	7,366円
選舉関係費	1,250,000円		(うち本部又は支部に対して供与 した交付金に係る支出 0円)		ア 前年繰越額	7,366円
小計	2,646,048円		報告年月日 平成11年1月13日		イ 本年収入額	0円
合計	3,846,742円		(平成10年12月30日解散)			
(うち本部又は支部に対して供与 した交付金に係る支出 0円)						
	1 収入総額	12,902円	期間 平成10年1月1日～同年3月1日	2 収入・支出の内訳		
	(1) 前年繰越額	12,902円	政治団体の名称 岸部男後援会	経常経費		
	(2) 本年収入額	0円	報告年月日 平成10年12月14日	人件費	7,366円	
	2 支出総額	0円	(平成10年3月1日解散)	合計	7,366円	
			（うち本部又は支部に対して供与 した交付金に係る支出 0円）			
期間 平成10年5月26日～同年12月28日						
政治団体の名称 山根しげき後援会						
報告年月日 平成10年12月28日						
(平成10年12月28日解散)						
	1 収入総額	0円	期間 平成10年1月1日～同年12月31日	収入・支出の総額		
	2 支出総額	0円	政治団体の名称 林原繁康後援会	1 収入総額		
			報告年月日 平成10年12月14日	2 支出総額		
			(平成10年3月1日解散)			
			（うち本部又は支部に対して供与 した交付金に係る支出 0円）			
収入・支出の総額						
1 収入総額	0円					
2 支出総額	0円					
	1 収入・支出の総額	0円	期間 平成9年1月1日～同年12月30日	収入・支出の総額		
	(1) 収入総額	21,610円	政治団体の名称 岸部男後援会	1 収入総額		
	ア 前年繰越額	1,610円	報告年月日 平成11年1月6日	2 支出総額		
	イ 本年収入額	20,000円	(平成10年12月14日解散)			
期間 平成10年1月1日～同年12月31日						
政治団体の名称 間瀬庄作後援会						
報告年月日 平成11年1月7日						
(平成10年12月31日解散)						
収入・支出の総額						
1 収入総額	0円					
	個人の負担する党費又は会費		期間 平成10年1月1日～同年12月31日			
	(10人)	20,000円	政治団体の名称 中村弘行後援会			
	合計	20,000円				

15 平成11年2月5日 金曜日

鳥取県公報

期間 平成8年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 中村弘行後援会	期間 平成7年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 中村弘行後援会
報告年月日 平成11年1月6日 (平成10年12月31日解散)	報告年月日 平成11年1月6日 (平成10年12月31日解散)
収入・支出の総額 1 収入総額 (1) 前年繰越額 (2) 本年収入額 2 支出総額	収入・支出の総額 1 収入総額 (1) 前年繰越額 (2) 本年収入額 2 支出総額
7,366円 7,366円 0円 0円	7,366円 7,366円 0円 0円
佐伯 健一 安木 達哉 安田 篤	笠谷 悅子 米子市議会 会 佐伯健一政策研究会 安木達哉後援会 安田篤後援会
佐伯 健一 安木 達哉 安田 篤	笠谷 悅子 米子市旗ヶ崎二会 東伯郡赤崎町大字赤崎四〇〇一 丁目一四一五 佐伯 健一 安木 達哉 安田 篤
平成十 年十二月 二十日	平成十 年十二月 十一日

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十九年法律第二百九十四号）第十九条第一項の規定に基いて、
次のとおり資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告
示する。

平成十一年一月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

資金管理団体 の届出をした 者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 团 体	主たる事務所の 所在地	代 表 者 の 氏 名	届 出 年 月 日	近藤 光 鳥取県議会 議員	片山 善博 鳥取県知事	道祖尾孝康 衆議院議員	道祖尾孝康 後援会	東伯郡大栄町大 字由良宿一七	平成十年 十二月一 十四日
石井 信儀	鳥取県議会 議員	平成十年 十二月十 四日	鳥取市大覚寺七 一四八	石井 信儀	平成十 年月日	片山よしひろ 未来政策 フォーラム	鳥取市栄町二〇 五	片山 善博 政友会	鳥取市栄町二〇 五	平成十年 十二月一 十八日	平成十 年一月六 日
遠藤 通	議員	細田 元教 西伯町議会 議員	細田元教後援 会	西伯郡西伯町大 字東町二一	米子市夜見町一 三九六	近藤 光 鳥取県議会 議員	西伯郡西伯町大 字東町二一	細田 元教 西伯町議会 議員	西伯郡西伯町大 字東町二一	平成十一 年一月七 日	平成十一 年一月六 日
遠藤 通	議員	米子市議会 市政創世懇話 会	細田元教後援 会	米子市西二柳四 一二八一四	遠藤 通	細田 元教 西伯町議会 議員	西伯郡西伯町大 字東町二一	遠藤 通	西伯郡西伯町大 字東町二一	平成十一 年一月七 日	平成十一 年一月八 日

鳥取県選舉管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県選舉管理委員会委員長 野 口 欣 悅

資金管理団体の名称	異動事項
片山よしひろ未来 フォーラム	新
会計責任者の氏名	旧
小倉 利男	
小林 重男	
平成十一年一月十一日	届出年月日